

折目

裏

折目

表

その一

き さい らん 記 載 欄	○ 注 意 一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に賛成の文字を書くこと。 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内に反対の文字を書くこと。 三 賛成の文字又は反対の文字以外は何も書かないこと。	点 字 投 票 日本国憲法改正国民投票 都(道府県) (市) (区) (町) (村) 選挙管理委員会 印
------------------------------	--	---

日本国憲法改正国民投票 船員不在者投票点字投票	
市(区)(町)(村) 選挙管理委員会	
印	

○ 注意	
一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に賛成の文字を書くこと。	
二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内に反対の文字を書くこと。	
三 賛成の文字又は反対の文字以外は何も書かないこと。	
き さい らん 記 載 欄	

日本国憲法改正国民投票
在外投票点字投票

中央選挙管理会印

○ 注意

- 一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に賛成の文字を書くこと。
- 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内に反対の文字を書くこと。
- 三 賛成の文字又は反対の文字以外は何も書かないこと。

き さい らん
記 載 欄

備考

一 様式その一は第五十条第二項、第六十七条第三項及び第八十一条第七項に規定する点字投票の投票用紙であり、様式その二は第六十八条第二項に規定する点字投票の投票用紙であり、様式その三は第九十四条第四項に規定する点字投票の投票用紙である。

二 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票用紙であるかを表示しなければならない。

三 様式その一による投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、様式その一による投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五 様式その二による投票用紙に押すべき市区町村選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

六 様式その三による投票用紙に押すべき中央選挙管理委員会の印は、刷込み式にすることができる。

七 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。